

栃木市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定による、指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成26年2月26日

栃木市監査委員 板倉安秀

栃木市監査委員 大出孝幸

記

1. 監査の実施日 平成26年2月21日

2. 監査の対象

(1) 公の施設

栃木市斎場

(2) 指定管理者

宮本工業所・五輪グループ

3. 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。

4. 監査の結果

補助の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好なものと認められた。

以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

指定管理者である宮本工業所・五輪グループは、設備内容と過去の修理履歴等を熟知した火葬炉納入メーカーの(株)宮本工業所と火葬業務及び斎場の運営が経験豊富な(株)五輪が提携し、火葬を中心とした運営業務、施設及び設備関係の保全管理を担い、円滑な業務遂行体制を構築する事を目的とした団体である。

市からの委託料は、基本協定書及び年度協定書に基づき、火葬に関する業務、施設及び設備等の維持管理に関する業務を担うことを目的に交付されたものである。

当施設における火葬件数については、市内、市外合せて、1,689件となっており、老朽化した施設でありながら、市民が等しく利用できるよう快適な利用環境を整え、利用者満足度の向上に努めており、当共同事業体が担う役割は、大きなものと考えられる。

(2) 会計経理について

市からの委託料 28,118,852 円は、人件費、火葬炉保守点検業務、燃料費、光熱水費、維持補修費、警備業務委託料及び電気保安業務委託料に対する支出が主なものであるが、支出についてはその目的に沿って執行されている。

なお、事業等については諸帳簿並びに書類は符合しており、それぞれ概ね適正に処理されていたが、自主事業の売店経営において、出納簿及び通帳の確認をしたところ、本店経理部に報告した内容に不明瞭な点が見受けられたので、監査委員より口頭で指導した。今後は十分な確認を行い、事務処理にあたるよう留意されたい。

(3) 要望について

民間企業等のノウハウの活用により、市民サービスの向上や経費の削減が期待できる施設については、計画的に指定管理者制度を導入するとして、栃木市斎場が平成24年度より指定管理者制度を導入した。

指定管理者については、市民の税金であることを念頭に入れ、更なる経営努力による節減に努め、きめ細かい市民サービスの提供を図り、業務が遂行されるよう要望する。

また、行政においては、現状の指定管理料にかかる収支報告について十分に精査し、指定管理者が当該目的の達成のため、その能力を十分に発揮できているかを検証するよう努められたい。

(参 考) 監査対象となった施設の概要

- (1) 名 称 栃木斎場
(2) 所在地 栃木市平井町338番地
(3) 施設面積 6,899 m²
建物延床面積

火葬棟 1階	303.862 m ²
2階	83.739 m ²
RH階	19.189 m ²
火葬棟面積 合計	406.79 m ²
待合棟 1階	296.605 m ²
その他階	23.294 m ²
待合棟面積 合計	319.899 m ²
残骨灰置場	11.366 m ²
書庫 (木造平屋)	126.945 m ²
合 計	865 m ²

建物構造

- ・火葬棟：鉄筋コンクリート造一部2階（日本瓦葺）
- ・待合棟：鉄筋コンクリート造（日本瓦葺）
- ・残骨灰置場：補強コンクリートブロック造
- ・書庫：木造平屋建

(4) 主な施設

火葬棟（火葬及び収骨等を行う施設）

- ・炉前ホール（2室）
- ・火葬炉機械室（1室） 火葬炉（大型）5基
- ・事務室

待合棟（待合及び休憩等を行う施設）

- ・待合室（3室 1室あたり12.5畳 1室最大30名）
- ・待合ホール（1室）
- ・事務室、喫煙所（2箇所）
- ・売店

庭園及び駐車場

- ・庭園面積 約750 m²
- ・駐車場 30台

その他

- ・電気室

(5) 開場年月

昭和29年12月（昭和54年度改築）